

浜寺公園

管理マニュアル

(抜粋版)

大阪府 鳳土木事務所
平成 29 年 4 月

浜寺公園 管理マニュアル

(はじめに)

1. 本マニュアルの位置付け

府営公園管理要領に基づき、公園の管理業務を行うにあたり、指定管理者に求める公園毎の運営・維持管理上の基準や留意事項などを定めたもの。

本マニュアルに定めのない事項については、都市公園条例を含む関係法令や府営公園管理要領、遵守を求める関連計画によることとし、関係法令や関連計画については、府営公園管理要領を参照するものとする。

(基本的事項)

1. 公園の概要

① 名称 浜寺公園

② 所在地

堺市西区浜寺公園町一丁・二丁・三丁・四丁、高石市羽衣公園丁 (浜寺公園)

堺市築港浜寺町、高石市高砂一丁目 (泉北臨海緑地)

③ 面積

	浜寺公園	泉北臨海緑地	合計
開設面積	63.3ha	11.8ha	75.1ha
うち堺市域	37.0ha	3.7ha	40.7ha
うち高石市域	26.3ha	8.1ha	34.4ha

④ 主要公園施設

ア. 園路及び広場:

イ. 修景施設: ばら庭園 (中央花壇含む)

ウ. 休養施設: レストハウス、休憩所

エ. 遊戯施設: 浜寺公園3ヶ所、泉北臨海緑地1ヶ所

オ. 運動施設: プール、テニスコート、軟式野球場、球技広場、ソフトボール広場、アーチェリー練習場

カ. 教養施設: 交通遊園

キ. 便益施設: 駐車場、便所、ユースホステル

ク. 管理施設: 公園事務所、車庫、倉庫、苗圃、プールクラブハウス、交通遊園事務所、テニスコート管理棟、泉北臨海緑地パークセンター、漕艇センター

※ 上記主要公園施設のほかに多数の施設があります。

⑤-i 有料公園施設等

ア. テニスコート

イ. 軟式野球場

ウ. 球技広場

エ. ソフトボール広場

オ. プール

カ. 交通遊園 (ゴーカート、子供汽車他)

キ. アーチェリー練習場

⑤-ii 主要建築物

ア. 公園事務所	建築面積	425.19㎡
イ. プールクラブハウス	延床面積	2,218.61㎡
ウ. 交通遊園事務所	建築面積	428.07㎡
エ. テニスコート管理棟	建築面積	155.24㎡

オ. 泉北臨海緑地パークセンター	建築面積	333.64㎡
カ. レストハウス	延床面積	2,426.31㎡

⑤-iii 遊具

別添資料「府営公園内の遊具一覧表」を参照

⑤-iv 駐車場及び売店等

ア. 常設駐車場（第1、第2、第3、第4、第5駐車場）

イ. 臨時駐車場

ウ. 売店等（レストハウス附属食堂、プール附属食堂）

2. 公園の特性

本公園は、堺市と高石市の2市にまたがる公園で、大阪府公園基本構想において「健康と生きがいを支える公園」として位置付けられています。

本公園は古くからの景勝地で、万葉集などの古歌にも詠まれた白砂青松の地「高師浜」が、明治6年の太政官布告により公園として指定されたことから始まり、府下では住吉公園に次ぐ古い歴史を有する公園です。

その後、昭和37年には泉北臨海工業地帯の造成により、公園地先まで埋め立てられ、海浜公園としての性格を失いましたが、当時は東洋一といわれた大プール群やテニスコート、野球場等を備えた総合公園として生まれ変わり、現在は、子供汽車やゴーカート、交通教室等を備えた『交通遊園』や「和」の庭園様式を取り入れた『ばら庭園』などの魅力的な施設を加え、多くの府民に親しまれています。

また、昭和44年からは、(財)公害防止事業団より譲渡された対岸の泉北臨海緑地が、浜寺公園と一体的に管理運営されています。

3. 管理運営の基本事項

浜寺公園の安全・安心な公園利用を確保するとともに、その特性を最大限に活かして、各施設及び園地の活性化に積極的に取り組み、来園者の増加と利用者満足度の向上に資する管理運営を行うこと。

ア ばら庭園、交通遊園やプールなど、浜寺公園特有の施設の魅力アップに努めるとともに、利用者サービスの向上を図り、施設の利用促進に取り組むこと。

イ 「日本の名松100選」に選出されるなど、公園を象徴する松林があることを踏まえ、既存の松林を保全・育成し、その魅力を高めることで優れた景観が形成されるよう管理運営に取り組むこと。

ウ 地域団体や園内の関係施設との連携を高め、にぎわいイベントの実施や魅力的なサービスの提供などに取り組むこと。

エ 地域の観光資源として公園の価値が高まるよう、園内の歴史的・文化的資源を活かした魅力あるプログラムと効果的なプロモーションにより、積極的な誘客に取り組むこと。

オ 園地や施設の安全・快適な利用を維持するとともに、健康づくり等の利用者ニーズに応じたプログラムを実施するなど、日常的な公園利用とスポーツ活動の促進に取り組むこと。

4. 防災公園等としての機能

本公園は、堺市地域防災計画において、広域避難場所として位置付けられている。その他、大阪府ドクターヘリ運航にかかる緊急時離着陸場（ヘリポート）として球技広場が位置付けられていることから、非常時において機能が適切に発揮できるよう、指定管理者は定期的に、警察・消防等関係機関と協議するなど、日常から良好な協力体制を構築しなければならない。

5. 自然環境の保全・創出と活用

「大阪府生き物とふれあえる都市公園計画」においては、生き物を保全・育成し、自然環境学習活動を行う区域を「自然学習ゾーン」としており、地域の自然環境の保全と創出に努める「保全ゾーン」と効果的に自然環境学習に活用する「活用ゾーン」に細分している。

当公園で浜寺水路や松林が「活用ゾーン」となっていることから、指定管理者は、ゾーン区分に応じて自然環境の保全・創出と自然環境学習への活用に努めること。

6. 重要公園施設

本公園の重要公園施設は、「ばら庭園」と「松林」である。

5. 園内の利用活性化

浜寺公園では、公園の利用促進や利用者満足度の向上を目的として、様々なテーマ（健康づくり、ばら庭園等の施設の魅力アップ、松林等の歴史文化の発信、環境学習、地域協働等）のイベントやプログラムなどを実施しており、指定管理者は、現行の取組み実績や浜寺公園の「管理運営の基本事項」や「浜寺公園の運営管理の留意点」などを踏まえ、積極的に公園の特性を活かした利用促進に取り組むこと。また、公園に定着している持込みイベントやスポーツ施設の大会利用なども多数あることから、これらのイベント等の実施に向けて協力を行うこと。

*参考にて、現行の利用状況やイベント等の実績を示す。なお、運営管理に当たっては、現行と同等以上の利用活性化を図るとともに、利用者満足度の向上に努める。

<来園者数>

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
約2,179,800	約1,998,500	約2,079,300	約2,046,900	約2,053,000

(人)

<園内のイベント等の利用促進の取組み実績>

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
各種イベント	件数	17	17	22

浜寺公園を代表するイベント等（持込みイベント含む）

- ・浜寺ローズカーニバル
- ・浜寺公園スプリングフェスタ
- ・浜寺公園オータムフェスタ
- ・浜寺公園クリスマスフェスタ
- ・ばら庭園のライトアップ&たそがれコンサート
- ・松林の散策プログラム
- ・花とみどりフェア
- ・泉州市民国際マラソン（スタート地点として利用）

(維持管理上の基準と配慮事項)

1. 維持管理上の留意点

浜寺公園の安全・安心かつ快適な利用環境を維持するため、以下の点に留意の上、維持管理を行うこと。

- ①各施設の特性に沿った効率的・効果的な維持管理に取り組むこと。
- ②利用状況や利用者ニーズなどを踏まえた維持管理に取り組むこと。
- ③施設の長寿命化に資する維持管理に取り組むこと。
- ④PDCAサイクルによる維持管理に取り組むこと。
- ⑤必要な人員（技術職員等を含め）を確保・配置し、適正な維持管理体制を整えること。
- ⑥浜寺公園の景観特性（南北に広がる松林や旧堤防沿い桜林、ばら庭園、中央エントランスのビスタ景観、浜寺水路沿いの松並木など）を踏まえて、良好な景観形成（利用者にとって心地よい空間の形成）に資する維持管理に取り組むこと。

(2)主要植物管理業務

松林

園内全域の松林について計画的に管理を行うこととする。また、具体的な維持管理方法について「主要植物管理計画書」（年間の作業予定数量を含む）として取りまとめ、毎年度末に提出する「事業実施計画書」に含めて提出すること。

なお、毎年度末には、計画書に対する実施報告として年間管理報告書（出来高が分かる資料も含む）を提出すること。

1)松林管理の趣旨

浜寺公園の松林は、古くは万葉の時代から白砂青松の景勝地として受け継がれ、幾度もの伐採の危機を乗り越え守り継がれてきた歴史的遺産といっても過言ではない。

公園内に約 5,000 本のマツが育ち、「日本の名松 100 選」「日本の歴史公園 100 選」にも選ばれ、多くの人々に親しまれている。

これらの松林を次代に引き継ぐ貴重な財産として適正に管理を行う必要があるため、景観上の配慮をはじめ公園利用の快適性や安全性を考慮しながら、松林の健全な保全・育成を図ることとする。

2)管理基準の概要

[年間管理]

① 年間管理計画書等

「維持管理数量表」に記載された数量を参考に、本マニュアル及び「府営公園管理要領」（別表2）に示す標準内容と同等以上の管理を実施すること。

園内の「松林管理図」に記載された松林の現状をもとに、松林の管理目標とその目標に応じた管理方針、管理手法などを示す「主要植物管理計画書（年間の作業予定数量含む）」を作成し、土木事務所と協議の上、提出すること。

なお、毎年度末には計画書に対する実施報告書として、年間管理報告書（作業実施数量が分かる資料含む）を「事業報告書」に含めて提出すること。

②剪定

ア. 松林としての景観維持のため、古葉や堆積葉の除去、込み枝の除去を目的とした枝透かし剪定を行うこと。

イ. エントランス付近、園路沿い等の公園景観の向上や遊戯場等の施設内における安全確保等、それぞれのエリアの目的に沿った枝透かし剪定を行うこと。

ウ. 上記の目的に従い、「維持管理対象数量表」に示す数量を参考に剪定を適切に行うこと。

エ. 剪定の時期は、来園者の少ない冬場から新芽が動くまでの期間（2月～3月中頃）とすること。

オ. 老松や衰弱松については、強剪定を行わないように配慮すること。

③薬剤散布

- ア. マツノザイセンチュウにおける被害を予防するため、専用の薬剤を使用して予防散布を実施すること。
- イ. 園内の松林すべて(約5,000本程度)を対象として、適期に最低2回以上行うこと。
- ウ. 薬剤散布の時期は、マツノマダラカミキリの成虫が飛来する時期(5月中～6月中)とすること。
- エ. 薬剤散布を実施する場合は、周辺住宅及び来園者に対する事前告知を行うこと。
また、来園者に薬剤が飛散することがないように、来園者の少ない時間帯に散布するなどの配慮を行うこと。
- オ. 特に、大径木(胸高直径が 50cm以上)でマツ枯れ対策が必要なマツについては、「維持管理対象数量表」を参考に、施工範囲及び施工方法について土木事務所と協議の上、松枯れ防止樹幹注入剤の注入を計画的に行なうこと。
 - ・協議する施工方法とは、注入位置、周辺への安全対策、注入薬液の処理などをいう。
 - ・注入処理したマツには、施工年月日・注入本数を記載した識別表を取り付けること。

④枯れ松の伐採処理

- ア. 枯れ松の発生には様々な要因が考えられるが、マツの衰弱時におけるマツノザイセンチュウの被害が多いことから、被害の拡大を予防するために枯れ発生後は早急に伐採処理すること。
- イ. 枯れが発生したマツは、直ちに伐採し、根株まで全て撤去すること。
- ウ. 伐採した枝、幹、根には枯死の要因であるマツノザイセンチュウが生息していることから、専用の薬剤を使用し、駆除すること。またはマダラカミキリが羽化する季節までにチップ化し駆除すること。
なお、マツノザイセンチュウにより枯損した松材はマツノザイセンチュウを駆除する目的以外に持ち出してはならない。
但し、枯死の原因がマツノザイセンチュウでないことが明らかな場合は、薬剤散布を行う必要はない。

⑤老木等の対応及び処理

- ア. 多くは 100 歳以上経過して、その多くに空洞化がみられることから、定期的に次の作業を実施すること。
なお、腐食や空洞化、方杖の破損等を発見し、倒木や折損の危険性が高いと判断される場合には、速やかに対応措置を講じること。
 - ・老木や方杖木を対象とした定期的な点検
 - ・シロアリの蟻道や巣の調査及び薬剤処理
 - ・空洞化した幹の保護(幹内の消毒、保護銅板の点検・更新)
 - ・方杖の点検・更新、新設
 - ・危険木の調査
- イ. 倒木や折れ枝落下による事故を未然に防ぐため、「要観察」と判定されているマツの追跡調査を5年に1回程度実施するとともに、調査結果を土木事務所に提出し、保護や伐採等の処理について協議すること。

⑥松炭づくり

現在、大阪府では、松林の活性化を目的として、地域連携による松炭づくり事業を推進していることから、指定管理者は事業趣旨を十分理解した上で、大阪府の事業推進に協力すること。

⑦土づくり

現在の松林は埋め立てなどの造成地に生育しており、必ずしもクロマツ本来の生育環境とは言い難いことから、土の富栄養化防止のための落葉除去や計画的な土壌改良を実施することで、松林の生育環境づくりに努めること。また、土壌改良等については、「主要植物管理計画書」に具体的な作業内容や作業計画を明記し、重点作業項目として実施すること。

【日常管理】

①枯れ枝、折れ枝、裂け枝の処理

- ア. 松林内を定期的に巡視し、枯れ枝、折れ枝、裂け枝の早期発見に努め、落下枝による事故を防止するために適宜剪定を行うこと。
- イ. 強風や台風後には速やかに巡視を行い、処理に努めること。
ただし、老木や名松木等の景観に配慮することが必要なマツの処理については、安易に切除するのではなく、事前に土木事務所と施工方法について協議すること。

②苦情に対する剪定等の処理

公園東側外周は住宅地や道路に隣接することから、落ち葉、越境枝、花粉飛散等の苦情が多く寄せられる。その都度、継承されてきた松林の価値や重要性を丁寧に説明し、最小限の剪定等の処理に限った処理を行うこと。

③落ち葉等の処理

冬季(12月～3月)は公園全域においてマツの落ち葉が多量に堆積することから、火災や転倒事故が発生しやすく、園路に落下するマツ落ち葉やマツボックリによる自転車の転倒事故が発生するため、園路清掃や松林内外の落ち葉清掃を適宜行い、これらの事故を未然に防止する対策を講ずること。

④松樹木台帳の更新

マツの伐採等を行った場合は、その都度台帳から抹消し、適正に台帳を更新すること。

⑤衰弱木の調査、対策

社会情勢の変化とともに公園利用形態も大きく変わってきており、松林内におけるバーベキュー利用が年々増加し、燃焼熱や利用者の踏圧等の要因によりマツの生育環境が悪化し、衰弱するマツが多く見られるようになってきている。

定期的な巡視及び調査により衰弱しているマツの早期発見に努め、土木事務所との協議により、指定管理者としての対策を実施するとともに、土木事務所が実施する対策等に協力すること。

3. 一般園地管理業務

(1) 植物管理業務

1) 留意事項

植物管理業務に関しては、以下に示す浜寺公園の植栽の主な特徴を踏まえて、その植栽機能を十分に発揮させるよう、かつ園内利用や施設利用に支障が出ないよう、良好な景観づくりのための維持管理を行うこと。

③樹木管理

ア. 剪定は、公園全域を施工対象範囲とし、「維持管理対象数量表」に記載された数量を参考とし実施すること。

イ. 薬剤散布は、公園全域を施工対象範囲とし、必要に応じて適宜実施すること。特に、サクラや中央エントランスのクロガネモチなどは害虫が発生しやすいことから、外注発生を発見次第、速やかに処置して被害拡大を防ぐこと。

ウ. 園路沿いのシロアリ被害や腐朽による空洞化した老木の安全対策に配慮し、巡視により危険を発見した場合は適切に処置すること。

エ. 中央エントランスなど、多くの人が利用し、公園を印象付ける空間については、安全・景観に配慮し、整枝・下枝の剪定、刈込などを行い、樹形管理を行うこと。

オ. 花見等で利用される園内のサクラについて、高齢化したソメイシノなどが多いことから、巡視により枯枝や腐朽等の発見に努め、発見した場合には適切に処置すること。特に、枯れ枝などを剪定した場合には、腐朽菌などの病原菌が入らないよう、殺菌処置を施すなど樹勢維持を図ること。

カ. 松林を中心に園内には樹林地も多いことから、公園内の安全・安心を確保するために、樹木剪定による見通しを確保するなど、園路沿いや照明等付近の死角・障害の除去を図ること。

⑤草花管理

草花管理は「維持管理対象数量表」に記載された花壇について四季を通じて常に美しく観賞できるように管理すること。

(2) 清掃業務

1) 留意事項

① 清掃業務に関しては、以下に示す浜寺公園の現場状況を踏まえて、園内を常に美しく保ち、来園者が快適に利用できるように清掃管理すること。

(浜寺公園の現場状況)

ア. 浜寺公園の全域にわたって松林が広がっており、大雨時にはマツ落ち葉が中央園路沿いの

集水桝に一気に流入し、桝蓋がつまりやすいことから、日頃より重点的に集水桝周辺の泥やマツ落ち葉の除去が必要である。

イ. 行楽シーズンの土日祝には、バーベキューによるゴミが大量に発生しやすいことから、園内に設けられているゴミステーションからあふれたゴミが散乱しないように、適切にゴミの収集が必要である。

ウ. バーベキュー指定区域周辺の便所及びその周辺にはゴミが捨てられやすいため、特に注意して早期に発見・回収し、さらなるゴミ捨てを防ぐ必要がある。また、バーベキュー指定区域の炭捨て場や周辺の洗い場は、こまめに清掃する必要がある。

②泉北臨海緑地内の便所浄化槽(パークセンターを含む)は、浄化槽法、水質汚濁防止法など関係法令に基づき、専門技術者による定期的な法定点検・検査を行うこと。

③清掃業務に関しては、この「浜寺公園管理マニュアル」および「府営公園管理要領」によるものとする。

2) 管理基準の概要

園内清掃及び便所清掃は、「維持管理対象数量表」に記載された数量を参考に、園内清掃区域図・便所清掃位置図において示す区域・箇所について「府営公園管理要領」別表2に示す標準管理内容と同等以上の管理を実施すること。応募時に提出する「事業計画書」に示す清掃に関する基本方針に沿った具体的な清掃計画について「維持管理計画書(清掃)」として取りまとめ、毎年度提出する「実施計画書」に含めて提出すること。

4. 施設管理業務

2) 管理基準の概要

① 公園利用者の受動喫煙防止対策について

本公園においては、室内又はこれに準ずる空間や場所の特性から禁煙とすべきエリアについて受動喫煙エリアに設定していることから、来園者の受動喫煙防止対策について、健康増進法の趣旨に合致するよう対応すること。

特に、巡視の中で設定したエリア内で喫煙しているものを見かけた場合には注意を行うなど、適切な対応(協力依頼)をすること。